

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとるよう勧告する。

- 1 別紙第 1 の 3 で述べた本市職員の給与と民間給与との較差（0.10%）を解消するため、給料表又は諸手当について、本市職員の実態に応じて改定すること。
- 2 期末・勤勉手当の年間支給月数を0.10月引き上げること。
- 3 この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、2については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。